資料2

林野庁からの情報提供

事例Ⅰ－6　指導者研修や伐倒練習機の開発で、人材育成に貢献

（水野雅夫氏のライフヒストリー）

昭和37（1962）年：愛知県名古屋市にて生まれる
昭和56（1981）年：名古屋市内でマスコミ関係に従事
平成 9（1997）年：岐阜県の民間林業事業体に転職
平成13（2001）年：Woodsman Workshop設立
　　新規就業者向けの技術研修会等を企画運営するとともに、間伐等の業務を請負
平成29（2017）年：Forestry Safety Research LLPに参画
　　伐倒練習機「Felling Trainer MTW-01」を開発
平成30（2018）年：和歌山県、岩手県が伐倒練習機を導入し林業大学校等で活用
平成31（2019）年：Forestry Safety Research LLP代表に就任

（伐倒練習機「Felling Trainer MTW-01」を用いた初心者育成）

林業現場における指導者養成研修の講師を十数県で務めてきた水野雅夫氏は、平成29（2017）年にForestry Safety Research LLP（有限責任事業組合）を設立し、傾斜面で基礎的な伐倒技術の反復練習ができる伐倒練習機「Felling Trainer MTW-01」[注1]（以下「伐倒練習機」という。）を開発した。この伐倒練習機は、0度から25度まで6段階に斜度を変えられるデッキと、マイコン制御により任意の傾きをつくることができる丸太固定装置（特許出願中）で構成され、受け口やツルを作る基礎的な切削技術だけでなく、追いヅル切りなども反復練習することができる。また、実際の使用に当たっては、土嚢をデッキに並べることで、凸凹のある足場を再現することができる。

平坦地に丸太を立てて伐倒練習をすることはよく行われているが、実際の山の現場は斜面なので、錯覚による水平感覚のずれや不安定な姿勢により、狙いどおりの伐倒ができないことがある。水野氏は、「スポーツと同様、林業でも安定したフォームやポジショニングがとても重要であるが、これを身につけることなく初心者が現場で伐倒に従事してしまうため、その結果が不正確な作業につながっているのではないか」と述べている。この伐倒練習機を活用することにより、林内では実施不可能な、任意に設定した同条件での反復練習を重ねることで、伐倒技術を高めることが可能となる。平成30（2018）年には和歌山県、岩手県がこの伐倒練習機を導入しており、林業大学校等において主に初心者の伐倒練習に活用されている。また、水野氏はこの伐倒練習機を使ったトレーニングメニュー「10 Step Method for Felling Training」[注2]も考案し、初心者の効率的な伐倒技術習得だけでなく、伐倒技術者の技術矯正にも取り組んでいる。

注1：伐倒練習機「Felling Trainer MTW-01」の詳細は以下を参照。

注2：「10 Step Method for Felling Training」の詳細は『森林技術』（日本森林技術協会）での水野氏の連載を参照。

和歌山県農林大学校林業研修部でのFelling Trainer MTW-01を使用した伐倒練習の様子

「緑の人づくり」総合支援対策（拡充）

平成31年度予算額4,668,064（4,861,626）千円

＜対策のポイント＞
新規就業者の確保・育成や林業への就業前の青年に対する給付金の支給等を行うとともに、多様な担い手の育成等について、総合的に取り組みます。
あわせて、新たな森林管理システムの運営に当たって**市町村への指導・助言を行える技術者を養成**し、地域の森林・林業行政の支援体制を構築します。

＜政策目標＞
○新規就業者の確保（1,200人［平成31年度］）
○林業労働災害死亡者数（平成29年比15%以上減少［平成34年］）
○新たな森林管理システムの支援を行える技術者の育成（１,000人［平成35年度］）
○林業労働災害死傷者数（平成29年比５%以上減少［平成34年］）

＜事業の内容＞

1. 森林・林業新規就業支援対策　4,637,860（4,810,311）千円

① 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業　**4,334,179（4,500,020）千円**
就業ガイダンス及び林業作業士（フォレストワーカー）研修（集合研修とOJTを組み合わせた３年間の体系的な研修）等に必要な経費を支援します。

② 緑の青年就業準備給付金事業　**272,376（272,319）千円**
林業大学校等において、林業への就業に必要な知識・技術等の習得を促進し、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年を支援します。

③ 多様な担い手育成事業　**31,305（37,972）千円**
高校生等に対する就業体験、女性林業者の活躍促進のための課題解決、林業グループの育成に対する取組等を支援し、多様な担い手を育成します。

2. 新たな森林管理システム導入円滑化対策　30,204（―）千円

○　新たな森林管理システムの円滑な運営を図るため必要な技術・指導力を有し、市町村の森林・林業担当職員を支援する人材を養成するとともに、その技術水準の維持・向上を図るための継続教育等を実施します。
また、新たな森林管理システムに係る業務運営の対応力を養成するため、都道府県等が行う実践型研修（OJT）の実施に対して支援します。

＜事業の流れ＞

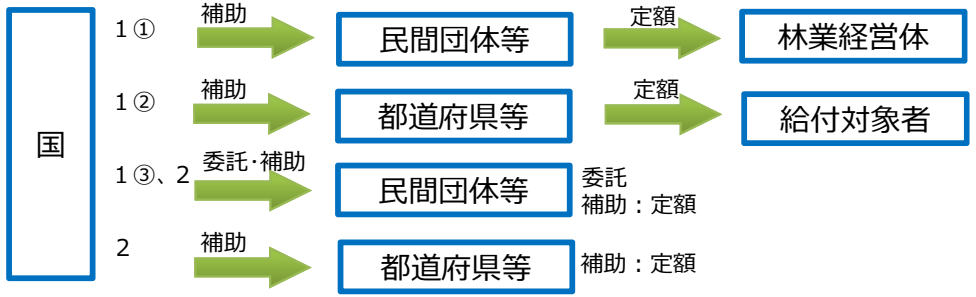

＜事業イメージ＞

1. 森林・林業への新規就業の支援

高校生等の就業体験

林業大学校等で学ぶ青年への給付金の支給
（最大150万円／年・人を最長２年間支給）
※１　給付金については、林野庁が示すカリキュラムの導入を要件化。
※２　また、インターンシップ研修を実施する場合、経営管理実施権の設定を受けている林業経営体において優先的に実施。

就業ガイダンスの開催

トライアル雇用
（最大３ヶ月の短期研修）

フォレストワーカー研修
（９万円／月・人等を最長８ヶ月助成）
※１　フォレストワーカー研修（１年目）については、①研修生の定着率を反映した助成方法、②新たな森林管理システムへの対応状況、月給制の導入及び労働安全の取組に応じた優先配分等を導入。
※２　労働安全対策の強化等の観点から、研修のカリキュラムを見直し。

2．新たな森林管理システムの円滑な運営に必要な人材育成

市町村を指導できる技術者を養成する研修の実施
都道府県等が行う実践型研修（OJT)への支援
→ 新たな森林管理システムの運営を支援する人材の育成

［お問い合わせ先］１①②　林野庁経営課　（０３－３５０２－８０４８）
１③、２ 林野庁研究指導課（０３－３５０２－５７２１）

緑の青年就業準備給付金事業　【令和元年度 予算額　272（272）百万円】

● 林業大学校等で、林業就業に必要な知識・技術等の習得を促進し、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年を支援します。

【給付額】最大150万円/年（最長２年間）

■給付金事業を実施する研修機関の設置状況・給付対象者数の実績

区分	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	R元年度	研修機関
事業実施都道府県	群馬	→	→	→	→	→	→	群馬県立農林大学校
	長野	→	→	→	→	→	→	長野県林業大学校
	岐阜	→	→	→	→	→	→	岐阜県立森林文化アカデミー
	静岡	→	→	→	→	→	→	静岡県立農林大学校
	京都	→	→	→	→	→	→	京都府立林業大学校
	島根	→	→	→	→	→	→	島根県立農林大学校
	新潟	→	→	→	→	→	→	日本自然環境専門学校
	石川	→						石川県農林総合研究センター林業試験場
	熊本	→	→	→	→	→	→	くまもと林業大学校
		宮崎	→	→	→	→	→	みやざき林業大学校
			秋田	→	→	→	→	秋田県林業研究研修センター　（秋田林業大学校）
			高知	→	→	→	→	高知県立林業大学校
				山形	→	→	→	山形県立農林大学校
				福井	→	→	→	ふくい林業カレッジ
				徳島	→	→	→	とくしま林業アカデミー
				大分	→	→	→	（公財）森林ネットおおいた（おおいた林業アカデミー）
					岩手	→	→	岩手県林業技術センター　（いわて林業アカデミー）
					兵庫	→	→	兵庫県立森林大学校
					和歌山	→	→	和歌山県農林大学校
							鳥取	にちなん中国山地林業アカデミー
合計	９府県	10府県	１１府県	１５府県	１８府県	１８府県	１９府県	
交付対象者数	114	114	146	202	223	（230）	-	※H２５年度~H２９年度の実績　（３０年度は見込み） 20代（55%）10代（26%）30代（26%）40代（５%）

■緑の青年就業準備給付金事業の仕組み

- 研修機関（林業大学校等）の要件
  1　研修期間が概ね１年かつ概ね年間1,200時間以上であり
  2　林業就業に必要な知識・技術の習得が可能で、都道府県が適切と認めた研修機関
  3　２に、下表に示す内容を含むこと（令和元年度から）

林業労働安全

<table>
<tr><th colspan="2">内容</th><th>時間</th></tr>
<tr><td>基本的な事項</td><td>作業を安全に行うための心構えや自己管理に必要な基礎力・知識を習得する。</td><td>21時間</td></tr>
<tr><td>造林作業</td><td rowspan="4">作業を安全に行うために必要な知識、技術・技能を習得する。</td><td rowspan="2">35時間</td></tr>
<tr><td>育林作業</td></tr>
<tr><td>伐木作業</td><td rowspan="2">92時間</td></tr>
<tr><td>造材作業</td></tr>
</table>

注　研修時間については、おおむね満たすものとする。

- 給付対象者の要件
  1　林業に就業し、将来的にはその中核を担う強い意欲を有していること
  2　就業予定時の年齢が原則45歳未満
  3　常用雇用の雇用契約を締結していないこと
  4　原則として生活費の確保を目的とした国の他の助成を受けていないこと

- 給付対象者の義務（違反した場合、返還）
  1　研修修了後１年以内に林業分野へ就業すること
  2　林業への就業を給付期間の1.5 倍又は２年間のいずれか長い期間継続すること